

Title	竹頭木屑録
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1921
Jtitle	史学 Vol.1, No.1 (1921. 10) ,p.141- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19211000-0141">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19211000-0141</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 竹頭木屑錄

秋の夜長のつれづれに隨筆なものを。大事、小事、古き事新しき事など、くさくさあるべけれど、瓢箪より駒の出で灰吹より大蛇の出づる奇抜さ痛快さは固より望むべくもあらず。

題して竹頭木屑といふも、陶侃が其れとは異なりて、物の用には立たざるべし。されば忙しき人は讀まぬがよし。寝ころんで青天眺める程の閑あらば讀むもあしからじ。一回で罷めるか續けるかはもとく氣まぐれの仕事ゆへ我れながら分らず。いやになれば今度だけで御免を被るべし。氣が向けば何回でも書きつぐべし。

讀みあきて隨筆を書く夜長かな

## 權 利

吾等の日常用ふる熟字にして、古書中に既に存在し、而かも其の意義全く相異なるものあり。其の如きは其の適例なるが、權利の二字も亦其の一つと申す可し。權利といふ語は漢代の書に散見す。例へば史記の魏其武安侯列傳に

家累ニ數千萬。食客日數十百人。陂池田園。宗族賓客。爲ニ權利。

とあり、貨殖列傳に

若至ニ力農畜工虞商賈。爲ニ權利。以成ニ富。大者傾ニ郡。中者傾ニ縣。下者傾ニ鄉里。者。不レ可レ勝レ數。

とあるが如し。其の意義今日營利といふに近きに似たり。鹽鐵論にも屢見ゆ。されど此の語必しも漢代に起りしにあらず。荀子勸學篇に

是故權利不レ能レ傾也。群衆不レ能レ移也。天子不レ能レ蕩也。

とあるを觀れば、戰國の末より存せしを知るべし。

## 客 作

高士奇が天祿識餘に

江西俚俗。罵人曰ニ客作兒。陳從易寄ニ荔枝

與盛參政詩曰。櫻桃真小子。龍眼是凡姿。

檄權爲下輩。枇杷客作兒。盛問其說云略枇杷

肉小核大。客作兒也。凡言客作兒者。傭夫也。

と見えたるが、傭夫を客作といふは頗古き慣はしなるが如く、陶宗儀が輟耕錄にも

今人之指庸工者曰客作。三國時已有此語。

焦先飢則出爲人客作。飽食而已。

と云ひ、此の語の三國の時に存せるを證せり。焦

先が事は魏志管寧傳の註に引ける魏略の文に見え

たれば、陶宗儀は之に據りしなり。客作の客は原

と客戶の謂にして、流寓の民が傭工に依りて糊口

するより起りし言葉ならん。按ずるに漢書武帝紀

元狩六年の註に

文穎曰兼井者。食祿之家。不得治產兼取

小民之利。商人雖富。不得復兼畜田宅作

客耕農也。

とあり。謂はゆる作客は客作の誤りにあらざる

か。即ち商人が庸工を使役して耕農せしむるを指

すにあらざるか。文穎は後漢末の人なり。客作と

いふ語は三國の時に之あるのみならず、後漢より

存在し、文穎も之を把つて漢書に註したるならんと思はるゝが如何にや。

壽 陵

兩漢の天子は、即位後間も無く、自ら陵墓を造りて萬年後の計を爲し、名づけ壽陵と呼び、或は初陵とも云へり。壽陵は孰れも壯大なるものにて、續漢書禮儀志に引ける漢舊儀には

天子即位。明年將作大匠營陵地。用地七頃。

方中用地一頃。深十三丈。堂壇高三丈。墳高

十二丈。武帝墳高十二丈。明中高一丈七尺。四

周二丈云云。

とあり。其の費用も莫大にて、晉書索靖傳には

漢天子即位。一年而爲陵。天下貢賦。三分之

一供宗廟。一供賓客。一充山陵。

とさへ云へり。此の生前壽陵を造ることは戰國時

代に於て既に行はれ、當時諸侯は大抵之を營みた

るに似たり。史記秦本紀孝文王の條の索隱に

名柱。五十三而立。立一年卒。葬壽陵。

と見え、趙世家肅侯の條に

十五年。起壽陵。

と見ゆ。索隱も、據る所有るべきも、撥きて證據とはし難し。趙世家の本文は以て、壽陵戰國に行はれたる徵證とするに足らん。

仰

明清時代の官文書に仰字を命令の意に用ふるは人の善く知る所なるが、其の由來に就きて、梁章鉅が浪跡叢談に

繆蓮仙曰。仰者下瞻<sub>レ</sub>上卑望<sub>レ</sub>尊之詞。今官文自<sub>レ</sub>上行<sub>レ</sub>下。多用<sub>二</sub>仰字<sub>一</sub>者。或謂前明往往以<sub>二</sub>台輔重臣<sub>一</sub>謫居<sub>二</sub>末秩<sub>一</sub>。上官不敢輕易指使。故寓<sub>二</sub>借<sub>レ</sub>重之意<sub>一</sub>曰<sub>レ</sub>仰。不<sub>レ</sub>知君於<sub>レ</sub>臣亦有<sub>二</sub>用<sub>レ</sub>此者<sub>一</sub>。宋太宗遣<sub>二</sub>中使<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>茶藥等物<sub>一</sub>與<sub>二</sub>希夷<sub>一</sub>。仰<sub>二</sub>所屬守令<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>安車軟輪<sub>一</sub>迎<sub>二</sub>先生<sub>一</sub>。則仰字爲<sub>二</sub>下行<sub>一</sub>。由來舊矣。

とあり。伊藤東涯の秉燭譚には

近世文書ニ上ノ命令ヲ仰ト云テ上下ニ通行シテカク事ナリ字義ニハコノ義ナシ或ハ云是命ノ字ノ草ニテ上ノ人冠ヲ人邊ニトリ直シタルモノト是モ推度ノ說ナリ據トコロヲシラス群談採餘卷ノ二ニ云今官府文移上臨<sub>レ</sub>下用<sub>二</sub>仰字

竹頭木屑錄 (加藤)

按比齊孝昭紀詔定<sub>二</sub>三格<sub>一</sub>禮儀體式亦仰議<sub>レ</sub>之用<sub>二</sub>仰字<sub>一</sub>始<sub>レ</sub>此ト云ノ說本孔氏雜說ニ出テ說郭ノ中ニ在リシカレハ仰ノ字ハ晉南北ノ比ヨリ上ノ命令之事ニ用來リテ至<sub>レ</sub>今通稱スル事トミエタリ云云

と云へり。是に由りて仰字を命令の意に用ふる事は趙宋は勿論、遠く南北朝時代より行はれしを知る可し。但し何故に此の字を命令に用ふるに至りしやは未だ詳ならず。命の草なりとの説、東涯は打棄てたれど、猶ほ一説として存するの値はある可し。

應

唐代の公文書には、語句の頭に應の字を冠したるを見ること多し。舊唐書、德宗本紀、貞元十五年四月の條に

庚寅。應<sub>二</sub>京城内外諸軍縣鎮職官員<sub>一</sub>。見共<sub>二</sub>萬八千二百七十一人<sub>一</sub>。宜<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>每人賜<sub>二</sub>粟一石<sub>一</sub>。とあり同憲宗本紀、元和八年十二月の條に辛巳。勅。應<sub>二</sub>賜<sub>二</sub>王公公主百官等<sub>一</sub>一莊宅碾磑云云。一任<sub>二</sub>貼典貨賣<sub>一</sub>云云。

とあり、唐會要卷四十一に

乾符二年九月十六日。勅。應。殘疾篤廢。犯。徒流罪。或是運累。即許。徵贖。云云。

とあり、同卷八十八に

開成元年八月。戶部奏。應。諸州府所。置常平義倉。伏請起今後。通。公私田畝。別納。粟一升。逐年添。置義倉。云云。

大中六年十一月。勅。應。畿內諸縣百姓軍戶合。送。納諸倉及諸使。兩稅送納斛斗。舊例每斗。頭耗物。遽除。皆有。數限。云云。

元和五年十一月勅。應。中外官。有。子弟凶惡。不。告。家長。私舉。公私錢。無。尊長同署文契。者。其舉錢主并保人。各決二十。仍均攤貨納。應。諸色買賣相當後。勒。買人。面付。賣人價錢。如違

牙人重杖二十。云云。

などあり、又唐大詔令集卷百十二、憲宗の條貫錢貨及禁采銀敕に

應。天下商賈。先蓄。現錢。者。宜。委。所在長吏。

分明曉諭。令。其收。市貨物。云云。

とあり、同卷百二十五、懿宗の平徐州制に

其餘宿濠泗等州。應。合。徵秋夏兩稅。及諸色差科色役。一事以上。並從。十年蠲。放三年。

とあるは孰れも其の例なり。此の應は何と讀むべきや。如何なる意味なりや。まさには何々すべしといふ場合と其の用法を異にするは、如上の諸例を一讀過して首肯す可し。按ずるに此はあらゆるといふ意味ならん。唐大詔令集卷二、穆宗即位敕には

諸州府。除。京兆河南府。外。應。有。官莊宅鋪店。云云宜。割。屬所管官。云云。

とあり、同卷二、大和八年疾愈德音には 其度支戶部鹽鐵。應。有。懸欠。委。本司。具。可。徵。放。數條聞奏。不。得。容。有。姦濫。云云。

とあり、同卷八十六、咸通七年大赦には 其諸道州縣。應。有。逋懸斛斗青苗地頭權酒等

錢。既存。簿書。不。免。徵剝。云云。

とありて、應有の二字見えたり。應有は所有と略同様に有らゆると訓じて差支無きが如し。願ふに應は應有の略にて其の意義相同じかるべし。

聖 人

資治通鑑、玄宗天寶十四載七月の條に

上遣中使馮神威、齎手詔諭祿山云云。祿山踞床微起、亦不拜。曰聖人安隱。

とあり、又德宗、興元元年二月の條にも

懷光對使者、投鐵券於地、曰聖人疑懷光邪。

とありて、胡三省は前者に註して聖人謂上と云ひ、後者には

唐之臣子、率稱君父爲聖人。

と註せり。少陵が自京赴奉先縣詠懷五百字に

聖人筐篚恩。實欲邦國活。臣如忽至理。君豈棄此物。

と歌ひたるも、聖人を當時の口頭語として見れば、一層面白く覺ゆ。さりながら天子を聖人と呼ぶは唐人のみには限らず。遙か後世まで、然りしことは、元曲の中に同様の用例多きに照ちして疑無し。例へば喬孟符が金錢記の、沖末の白に

聖人賜俺開元通寶金錢五十文。永爲家寶。

とあるが如し。此の類一一列擧すべくもあらず。

爲、事

支那近代の奏議には最初に上奏者の銜名を掲

げ、次に爲、事、即ち何々の爲の事と題して、

其の宗旨を一目瞭然たらしむるを例とす。南曲の

先驅の一つなる拜月亭記を閲するに聶賈列が拜謁

の際、黃門と問答するを敍して、

〔末〕來者何官

〔淨〕臣聶賈列奏聞陛下

〔末〕所奏何事

〔淨〕爲保國安民事云云。

とあり。此の形式の由來久しきと、並に其が原と文章語にあらずして口語なりしことを察す可し。

螟蛉子

支那にては異姓を養うて子とすることを古來好ましからず考へたり。されば唐律にては全く之を禁止し、子無き時は同宗の卑屬を養ふべきこととせり。明清律は、繼嗣に充つるには同姓に限れど、然らざる場合には異姓の子を養ふを妨げず。輓近民間にては異姓の子を養ふもの多く、而して通常銀二三十兩より八九十兩位の相場にて之を賣買すと聞く。此の異姓の養子を名づけて螟蛉子と呼べ

り。詩經小雅小宛の篇に螟蛉有子。蜾蠃負之とあるに本づけるなり。螟蛉は桑の虫にて蜾蠃は土蜂なり。土蜂、螟蛉の子を負ひ去り、養ひて己が子と爲すとなり。偕て螟蛉子の名何時の頃より起りしや詳ならざるが、水滸傳第六回花和尚倒拔垂楊柳の條に

恰待下拳打時。認的是本管高太尉螟蛉之子。高衙内。

と見えたり。されば元末明初の頃此の語の存せしを知るべし。

### 畫 眉

婦人眉を畫くの風習は唐代に流行し、引いて我國にも傳はりしが如し。少陵が雄篇北征の中にも

瘦妻面復光 癡女頭自櫛 學母無不爲 曉妝隨手抹 移時施朱鉛 狼藉畫眉澗

とあり。幼き女の子が母に倣ひて狼藉と眉を畫けるさま面白し。漢書張敞傳に、敞が京兆尹となりし時、

又爲婦畫眉。長安中傳。張京兆眉撫。有司以奏。

とあるを見れば、畫眉の漢代より行はれたるを知るべし。京兆尹の重職にありながら、細君の眉を畫けりとして長安中の評判と爲り、遂に朝廷の問題とまで爲りしはをかしからずや。

### 店 鋪

唐代に於ける不動産の一種に店鋪・鋪店又は店舎など呼ばるゝものありて、朝廷に於ても之を所有し、屢王公臣僚にも賜はりたり。是れ前に引きたる唐大記令集の穆宗即位赦に應有官莊宅鋪店云云とあり、舊唐書憲宗本紀元和八年の勅に

應賜王公公主百官等莊宅・碾磑・店鋪云云。

とあるなどを首とし、其外數々の公文書に依りて知ることを得可し。店鋪は本來商店を意味するものと勿論なれども右にては、商店として建てられたる貸家を指すなるべし。當時商店は絶対に市場内に限られたるにはあらざれど、主として市場内に設けられたれば、所謂店鋪も亦主として市場内に在りしことならん。金石萃編に見えたる重修大像寺記に、此の寺の不動産を擧げたる中に

東市善和坊店舎六間半。

とあり。大像寺の貸家たる店舗が東市に存せしを見るべし。此頃後劉漢書益子傳を閱するに

帝憐益子。賞賜甚厚。以爲趙王郎中。後病失身。明。賜榮陽均輸官地。以爲列肆。使食稅終身。

と見ゆ。此れによれば店舗を建て、人に貸附け家賃を取ることは既に後漢の初にも行はれしなり。尙ほ注意すべきは榮陽均輸の官地を賜うて列肆と爲すといふことなり。宋の宋敏求が長安志によれば長安の東西市にはそれ〴〵市局及平准局の設けありき。顧ふに此は古來の慣例なるべし。前漢にては京師に平准均輸等の官を置き、郡國に均輸を

置きたるが、京師の平准均輸は市場區域内にあること、唐の平准署と同様なりしなるべく、郡國の均輸も亦然りしならん。後漢は榮陽・敖倉を除くの外、悉郡國の均輸を裁汰したるが、其の殘せし一つなる榮陽の均輸は、舊に仍りて市の内に敷けられしならん。随つて貸し店舗の敷地として光武より劉盆子に賜ひたる均輸の官地も亦蓋市場内に之ありしならん。後漢書の記載と唐代の文書と相照應するところあるは嬉し。

加藤 繁